

専用水道のしおり

大田原市水道局上下水道課

目次

第1章 概要編	頁
1 専用水道とは	1
2 設置者の責務	2
3 専用水道の確認申請及び届出	2
4 水道技術管理者	3
第2章 管理編	
1 水質検査	4
2 健康診断	6
3 衛生上必要な措置の実施	7
4 給水の緊急停止	7
5 業務の委託	8
○ 問い合わせ先	8

第1章 概説編

1 専用水道とは

「専用水道」とは、「水道事業（〇〇市上水道等）」「用水供給事業」といった水道以外の水道で、次のいずれかに該当する自家用の水道のことをいいます。^(※1)

- ① 100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの
- ② 人の飲用、炊事用、浴用等に使用する水の1日最大給水量（1日に給水することができる最大の水量）が20m³を超えるもの^(※2)

社宅や療養所またはマンションなどの共同住宅といった多数の居住者に供給する施設や、学校、レジャー施設、ホテル・旅館等といった多数の利用者が生活用の水を使用する施設等が主に該当します。

※1 受水槽を設けているもののうち以下の要件すべてにあてはまるものを除く。

- a 受水槽の有効容量（床置型で、六面点検が可能な受水槽の有効容量を除く）が100m³以下のもの。
- b 水源が他の水道水のみによっているもの。（× 井戸水との併用等）
- c 受水槽以降の地中又は地表に施設されている部分のうち口径25mm以上の導管の全長が1,500m以下のもの。

※2 水量の判断基準は以下のとおり。

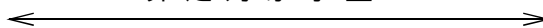
(1) 次の用途に供する水量の合計

- a 社宅、療養所、マンション、住宅団地などで、飲用、炊事用、浴用、洗濯用その他居住のために必要な水。
- b 学校、事務所、ホテル・旅館、工場などで、飲用、炊事用、浴用、洗濯用その他居住用ではないが生活と同様の目的のために使用する水
(工場などの製造工程で使用する水や、空調用、プール用、浴場用の水は含みません。)

【水量算定例】

製造工程用	空調用	飲料水	洗面・手洗い、シャワー	厨房炊事用	その他生活用
-------	-----	-----	-------------	-------	--------

算定対象水量



(2) 一日最大給水量の算定方法

- a 当該施設の設計計画上の一日最大給水量
- b aが不明な場合は、年間最も使用した日の一日あたりの使用水量。
- c a、bともに不明な場合は、次の水量を目安としてください。

【1人あたりの使用水量の目安】

項目	1人あたりの使用水量 (ℓ/日・人)
1戸建て住宅	200~400
集合住宅	200~350
独身寮	400~600
官公庁・事務所	60~100
工場	60~100
保育園・幼稚園・小学校	生徒 45 職員 100~120
小・中・普通高等学校	70~100

注) 出典：「空気調和衛生工学便覧、4給排水衛生設備」、「建築設備設計基準・解説」
1戸建て住宅や集合住宅の水道設備を設計する場合の目安です。

《関係法令：法第3条第6号、令第1条、規則第1条》

2 設置者の責務

利用者に対し安全な水を供給するため、設置者は以下のことを行う必要があります。

項 目	法参照条文
○ 布設工事着手前の市長への確認申請 ○ 給水開始前の市長への届出 （水質検査、施設検査を含む。） 確認申請書記載事項変更時の市長への届出 施設検査の記録の保存〔5年間〕	第 32 条 第 13 条 第 33 条の 2
○ 水道技術管理者の選任 ○ 定期、臨時の水質検査の実施及び記録の保存 ○ 定期、臨時の健康診断の実施 健康診断記録の保存〔1年間〕	第 19 条第 1 項 第 20 条 第 21 条
○ 衛生上必要な措置の実施 ・水の汚染防止 水道施設の清潔の保持 水道施設への鍵、柵等の設置 ・塩素による消毒の実施	第 22 条
○ 給水の緊急停止 ・水道水が人の健康を害するおそれがあることを知ったとき に直ちに停止。 ・水道水の利用者への危険であることの周知。	第 23 条

3 専用水道の確認申請及び届出

(1) 布設工事着手前の確認申請

専用水道の布設工事に着手する前に、当該工事の設計が法第 5 条の施設基準適合するものであることについて、市長の確認を受ける必要があるため、申請が必要です。(※)

【様式】第 1 号「専用水道確認申請書」

第 2 号「専用水道確認申請概要調書」

※ 既に確認を受けている専用水道が設備の修繕や老朽化した設備の更新をする場合であって、その能力等に変更がないときは必要ありません。

(2) 専用水道届出

既存の施設が、居住人数若しくは使用水量の増加により新たに専用水道の要件に該当することとなったとき。

【様式】第 4 号「専用水道届出書」

第 5 号「水道施設概要調書」

(3) 給水開始前の届出

確認を受けた水道施設を使用して給水を開始しようとするとき。

【様式】第 6 号「専用水道給水開始届出書」

第 7 号「専用水道施設工事検査結果書」

(4) 専用水道確認申請書の記載事項の変更届出

専用水道の名称、専用水道設置者の住所、氏名（法人、組合にあっては代表者の氏名）、水道事務所の所在地を変更したとき。

【様式】第 8 号「専用水道記載事項変更届出書」

(5) 専用水道の廃止届出

市の水道に接続したときなど、専用水道を廃止したとき。

【様式】第9号「専用水道廃止届出書」

4 水道技術管理者

(1) 水道技術管理者の選任

① 水道技術管理者の選任

専用水道設置者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者1人を置かなければならないこととされています。

② 水道技術管理者の選任の届出

水道技術管理者を設置又は変更したときは、市長への届出が必要です。

【様式】第10号「専用水道水道技術管理者設置(変更)届出書」

③ 水道技術管理者の資格

水道技術管理者に選任できるのは、次のいずれかに該当する方です(※1)。

※1 次のいずれにも該当する場合は、資格を有する必要はありません(選任は必要です)。

a 浄水方法が消毒設備のみ(×:ろ過設備を有する)

b 取水から給水まで自然流下で給水が可能(×:ポンプ設備による給水)

【水道技術管理者に要する資格】

		必要な基礎教育	実務経験年数	
令第7条 関係	①	水道の布設工事の監督の有資格者		
		ア 大学の土木工学科(衛生工学、水道工学)の卒業生	2年	
		イ 大学の土木工学科(衛生工学、水道工学以外)の卒業生	3年	
		ウ 短大の土木科の卒業生	5年	
		エ 高校(旧制中学)の土木科の卒業生	7年	
		オ アからエに該当しない者	10年	
		規則第9条	アの卒業生にあって、大学院研究科において1年以上衛生工学、水道工学を専攻した者又は大学の専攻科において衛生工学、水道工学専攻の修了者	1年
		イの卒業生にあって、大学院研究科において1年以上衛生工学、水道工学を専攻した者又は大学の専攻科において衛生工学、水道工学専攻の修了者	2年	
		外国の学校は、その教育内容が同程度のもの	前各号と同様	
		②	大学の工学(土木工学を除く)、理学、農学、医学、薬学の卒業生	4年
③	短大(旧制専門学校)のこれらの学科卒業生	6年		
④	高等学校(旧制中学校)のこれらの学科卒業生	8年		
⑤	①から④までに該当しない者	10年		
規則第14条 関係	①	大学の工学、理学、農学、医学、薬学以外の卒業生	5年	
		短大(旧制専門学校)のこれらの学科以外の卒業生	7年	
		高等学校(旧制中学校)のこれらの学科以外の卒業生	9年	
		外国の学校は、その教育内容が同程度のもの	前各号と同様	
		厚生労働大臣が認定する講習会(※2)を受講した者	—	

注1 実務経験年数とは、水道に係る業務（計画、設計、施工、施設の維持管理等）いずれかに従事した年数（複数業務の通算も可）をいう。また選任される施設以外（他の地方公共団体・私企業等）における従事経験も含む。

（例：小規模水道の維持管理 等）

注2 専門職大学の前期課程を修了したものは、短期大学を卒業したものとみなす。

注3 一日最大給水量 1,000m³以下の専用水道の場合の実務経験年数は1/2となる。

（例：大学（土木工学科以外の工学系学科）卒業生 4年→2年）

※2 厚生労働大臣が認定する講習会

「水道技術管理者資格取得講習会」（（社）日本水道協会にて実施）

注4 水道事業者が地方公共団体である場合の水道技術管理者に要する資格については、当該地方公共団体の条例で定める資格を参照。《関係法令：法第19条第3項、政令第6条、省令第14条》

(2) 水道技術管理者の業務

水道技術管理者は、次の事務に従事し、これらの事務に従事する職員を監督しなければなりません。

- ① 水道施設が法第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査
- ② 法第13条第1項の規定による水質検査及び施設検査
- ③ 給水装置の構造及び材質が法第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合しているかどうかの検査
- ④ 法第20条第1項の規定による水質検査
 - a 定期（毎日及び毎月）水質検査の実施
 - b 臨時水質検査の実施
 - c 水道水質検査計画の策定
- ⑤ 法第21条第1項の規定による健康診断（検便）
- ⑥ 法第22条の規定による衛生上の措置
- ⑦ 法第23条第1項の規定による給水の緊急停止
- ⑧ 法第37条前段の規定による給水停止

第2章 管理編

1 水質検査

(1) 定期水質検査

① 給水栓における毎日の水質検査の実施

末端の給水栓^(※1)の水について、毎日、次の事項を確認し、その結果を記録すること。

- a 色、濁りに異常がないこと
- b 残留塩素濃度

また、色、濁り等に異常があったときや、塩素が異常に消費されたとき（汚染等のため通常より多くの塩素が必要となった可能性があります）には、その原因調査を行い、その結果を記録すること。

※1 日常的に水を利用するために使用している水栓のこと。

② 給水栓における毎月の水質検査の実施

末端の給水栓の水について、毎月1回以上定期的に水質検査を行うこと。

（水質検査の検査項目及び検査回数は、「水質検査項目と回数」を参照ください。）

水質検査の結果、水道水質基準に不適合があった場合には、その原因調査を行い、その調査結果を記録しておくこと。

(2) 臨時の水質検査の実施

水道により供給される水が「水道水質基準に適合しないおそれがあるとき^(※2)」は、必要な項目について臨時の水質検査を行うこと。

※2 想定される事例としては次のとおり

- a 水源の水質が著しく悪化したとき（定期の水質検査で異常が判明したときなど）
- b 水源に異常があったとき
- c 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき（水源の上流で水質汚染事故があったとき、異常湧水や洪水があったときなど）
- d 浄水過程に異常があったとき（水道施設の設備又は運転に異常が生じたとき）
- e 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき（水道施設の設備の工事を行ったときなど）
- f その他特に必要があると認められたとき

(3) 水質検査結果の保存

定期、臨時の検査ともに検査から5年間その結果を保存しなければなりません。

(4) 検査の委託

定期及び臨時の水質検査を検査機関に委託して行う場合の委託先は、厚生労働大臣への登録を受けた者（登録検査機関）である必要があります。

厚生労働大臣への登録検査機関については厚生労働省水道課ホームページに掲載されています。「法20条に基づく水質検査の登録検査機関名簿」

《関係法令：法第20条、規則第15条》

(5) 水道水質検査計画の策定

専用水道設置者は、毎事業年度の開始前に定期及び臨時の水質検査の計画（水質検査計画）を策定する必要があります。

- ① 策定対象 水源の種別（自家井戸水、他の水道からの受水等）は問わず、すべての専用水道設置者が対象です。
- ② 計画への記載内容 計画に記載する内容は、以下のとおりです。

【水質検査計画に記載すべき事項】

項目（規則第15条第7項）	具体的内容（記載事項・項目等）
水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの	原水から給水栓に至るまでの水質の状況、汚染の要因、水質管理上優先すべき対象項目等の水質管理上留意すべき事項であって、水質検査計画を策定するうえで関係する事項 ^(*)
定期検査を行う項目については、当該項目採水の場所、検査の回数及びその理由	・ 毎日検査項目 ・ 法第20条第1項に基づく水質検査項目 ・ 水質管理目標設定項目 ・ 原水に係る検査項目
定期検査を省略する項目については、当該項目及びその理由	上記のうち省略が認められる項目
臨時の水質検査に関する事項 水質検査を委託する場合における当該委託の内容	臨時検査を行う時の要件及び項目
その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項	・ 水質検査結果の評価に関する事項 ・ 水質検査計画の見直しに関する事項 ・ 水質検査の精度(信頼性)に関する事項 ・ 関係者との連携に関する事項

※ 他の水道水のみを受水する場合は、受水後の状況のみでよい。

③ 計画の見直し等

水質検査計画は毎年度策定する必要があります。

次年度計画の策定にあたっては、前年度等の検査結果を評価したうえで、必要に応じて計画内容の見直しを図ってください。

【水道水質検査計画策定にあたって】

一口に専用水道といっても、水源の種類や水質の状況等、様々な相違があるため、策定にあたっては個々の状況に応じた検査計画とする必要があります。

「水質基準に関する省令」等の改正により、検査項目により一部その検査頻度等を各々の水道が判断することとされましたが、過去の水質検査結果等から適切な検査項目及び検査頻度の選定を図り（委託により水質検査を行っている場合は委託者との協力等により）、本計画に反映させることが求められます。

《関係法令：規則第 15 条第 6 項・第 7 項》

2 健康診断

水道施設の維持管理に従事している者、水道施設構内に居住している者は、定期及び臨時の健康診断を受けなければなりません。

(1) 検査項目及び方法^(※)

赤痢、腸チフス、パラチフスの病原体の検便

※ 他の病原体については、必要に応じて検査を行ってください。

(コレラ、赤痢アメーバ、サルネラ、小児麻痺、流行性肝炎、感染性下痢症、各種下痢腸炎)

(2) 検査頻度等

定期の健康診断は 6 ヶ月毎に行います。

また、臨時の健康診断をおこなうときは次のとおりです。

- ① 健康診断受診対象者が伝染病患者又は保菌者であることが明らかとなったとき
- ② 伝染病の発生によって健康診断受診対象者が罹患するおそれがあるとき

(3) 記録の保存

健康診断の記録を作成し、1 年間保存しなければなりません。

【健康診断を受けるときは】

健康診断の記録書類の様式は定められていないが、診断年月日、診断を受けた者の氏名、性別、年齢、診断結果、診断医師名、検便成績、同検査場所が必要である。

健康診断（検便）は保健所や医療機関で実施していますが、実施機関によって検査結果項目が異なることがありますので、検便を依頼するときには、水道の維持管理従事者である旨を申し出、上記項目について検査結果を受けることを確認してください。

《関係法令：法第 21 条》

3 衛生上必要な措置の実施

「衛生上必要な措置」とは次のとおりです。

(1) 水源や水道水の汚染の防止

- ① 水道施設は常に清潔に保つこと。
- ② 水道施設にはかぎを掛け、柵を設ける等により人畜の進入を防止すること。

(2) 塩素消毒の実施

水道水の残留塩素濃度が次表のとおりとなるよう、塩素消毒を行うこと。

【給水栓における残留塩素濃度】

	遊離残留塩素	結合残留塩素
通常時	0.1 mg/ℓ以上	0.4 mg/ℓ以上
病原生物による汚染のおそれがある場合	0.2 mg/ℓ以上	1.5 mg/ℓ以上

《関係法令：法第22条》

4 給水の緊急停止

専用水道設置者は、水道水が人の健康を害するおそれがあることを知ったとき^(※1)は、直ちに給水を停止し、かつ、その水道水を使用することが危険であることを周知する必要があります。

※1 その水道水を使用すれば、直ちに人の生命に危険を生じ、又は身体の正常な機能に影響を与えるおそれがある場合で、次の場合が考えられる。

- 水源若しくは導水の過程にある水が浄水処理で除去することが困難な病原微生物や人の健康に影響を及ぼすおそれがある物質に汚染されているか、又はその疑いがあるとき
- 浄水過程にある水が病原微生物や人の健康に影響を及ぼすおそれがある物質に汚染されているか、又はその疑いがあるとき
- 塩素消毒機の故障又は薬剤の欠除のために消毒が不可能になったとき
- 工業用水道の水管等に誤接合されていることが判明したとき

また、水道原水や水道水に次のような変化があった場合、直ちに取水を停止して水質検査を行うとともに、必要に応じて給水を停止する。

- 不明の原因によって、色及び濁りに著しい変化が生じた場合
- 臭気及び味に著しい変化が生じた場合
- 河川水を水源にしている専用水道にあっては、その河川で魚が多数死んで浮上した場合
- 塩素消毒のみで給水している水道の水源において、ゴミや汚泥等の汚物の浮遊を発見した場合

(1) 利用者への周知

水道の利用者に対して、緊急事態にふさわしい方法で、水質検査などによって水道水の安全が確認されるまで、その水道水が危険であることを周知する。

(2) 給水の再開

水質検査などによって水道水の安全が確認され、給水を再開する場合、開栓後の初期水は使わないとする周知も行う。

《関係法令：法第23条》

5 業務の委託

専用水道設置者は、政令で定めるところにより、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を当該業務を適正かつ確実に実施することができる者として政令で定める要件に該当するものに委託することができます。（水道法第24条の3）

業務の委託を受ける者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、政令で定める資格を有する受託水道業務技術管理者1人を置かなければなりません。

(1) 委託の性質

委託された業務の範囲内では、専用水道設置者に代えて受託者に、あるいは、水道技術

管理者に代えて受託水道業務技術管理者にそれぞれ水道法上の責任が課され、同法が適用されます。

(2) 委託対象業務

委託できる業務は、「水道の管理に関する技術上の業務^(※1)」です。

※1 業務の具体例

- ・ 水道施設の管理（運転、保守点検等）
- ・ 水質管理（水質検査を含む。）
- ・ 給水装置の検査 等

(3) 受託者の要件

受託できる者は、委託される業務を適正かつ確実に遂行するに足る経理的及び技術的基礎を有するものに限られます。

(4) 委託の届出

委託した場合は、届出が必要となります。

届出方法はお問い合わせください。

【委託契約書の作成】

技術的な業務を委託する際は次の事項を記載した契約書を作成することが必要です。

- ・ 業務内容に関する事項
- ・ 委託期間及び委託契約解除に関する事項
- ・ 業務の実施体制に関する事項

《関係法令：法第24条の3、令第9～11条、規則第17条の6及び7》

○ 問合せ先

大田原市水道局上下水道課水道工務係 0287-23-8713